

レターケース新規利用団体募集

市民活動団体の連絡先の住所がなくて、お困りの市民活動団体にチャンスです！
7階南フロア部分（市民活動優先席）横に264コのレターケースが設置されています。
レターケースには、様々な情報が投げ込まれます。連絡先が必要な団体、情報がほしい団体は、是非この機会にお申し込みください。



サイズ (内寸)幅255mm×奥行332mm×深さ76mm 程度

- 対象者 佐賀市市民活動プラザの「**利用登録団体**」に登録をされている**市民活動団体**で、現在レターケースを利用していない市民活動団体（登録内容に変更がある場合や未登録の場合は、必ずお申し出ください。）
- 利用料金 無料
- 申込期限 **2022年2月28日（月）22：00**
- 申込方法 下記の「申込書兼同意書」を市民活動プラザ窓口へ直接またはFAXで提出してください。
※申し込み順に受け付けますが、多数の場合は抽選となります。
- 発表（更新） 2022年3月15日（火）午前10時 市民活動プラザのレターケース前ご案内特設コーナーに掲示します。
（電話でのお問い合わせの場合、団体名と申込担当者名が必要です。）
- レターケースでできること ①郵便物やFAXの受け取り場所としてご利用できます。
②市民活動プラザや他の団体が発行するチラシや情報誌の受け取りが出来ます。

- 注意事項 ①施錠はできません。内容物の紛失等についての責任は負いかねます。
②レターケースの破損等は**利用者の責任で原状復帰**していただきます。（移動・変更はしないでください。）
③郵便物やFAXの差出人に次のように**宛先を明記**している物に限ります。
〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商ビル 7階
佐賀市 市民活動プラザ内 **レターケースNo.〇〇 団体名〇〇〇**
④利用の必要がなくなった場合は、必ず「**利用停止**」の申し出をしてください。
⑤レターケースの中からは、週に1回程度は確認してお持ち帰りください。
※市民活動プラザからは、投函物が届いても連絡はしません。
※レターケースに入らないものや満杯のときなどは原則投函しません（返却します）。
※**レターケースの中のを1か月以上放置された場合は、利用をお断りする場合があります。**
※佐賀市役所などからの郵便物で個人情報に当たらないものに対しては、レターケースを利用します。（案内チラシ・市民活動ガイドブック・連絡表など）
⑥レターケースの中に貴重品や荷物（事務用品など）を入れないでください。
⑦「**継続手続き**」をしないで1年間経過した場合は廃止となり、レターケースNo（住所）がなくなります。

<問い合わせ・連絡先> 佐賀市市民活動プラザ TEL:0952-40-2002 FAX:0952-40-2011

切り取り線

上記『**注意事項**』を遵守することに同意の上、レターケースの利用を希望します。

レターケース利用申込書兼同意書

申込み日 2022年 月 日

団体名（必ず「利用登録団体」の団体名にしてください）	◇プラザ職員記入欄（受付時確認事項）
申込み担当者（代理の方は団体の団体構成員に限ります）	①利用登録団体の確認（No. ）
連絡先（「利用登録団体」の住所と電話・携帯番号にしてください）	②登録内容の変更 有・無
住所：	③レターケースNo.
電話・携帯：	④注意事項の確認
※必ず、連絡が取れる電話番号をお願いします。	